

議案第22号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成30年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

(1) 施設

名 称	大塚コミュニティセンター
所在地	養父市大塚142番地4
構 造	木造2階建
延床面積	247.38㎡

2 譲渡の相手方

養父市大塚142番地4
大塚区
区長 岩本 利幸

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は、譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。